

仕 様 書

1 件名

入学前プログラム運営業務委託

2 事業目的

児童・保護者の円滑な小学校入学を支援するためのプログラムを実施する。
保護者プログラムと子どもプログラムを同じ時間に別会場で実施する。保護者プログラムは、小学校に入学する子どもへの保護者としての心構えや、保護者同士のコミュニケーションづくりを目的とした講義やワークショップを実施する。また、子どもプログラムは、遊びや学びを一緒に行うことで友達づくりを促し、入学に向けての意欲を高める。

3 履行期間

令和6年8月1日（木）～令和7年3月31日（月）

※各校の実施予定日一覧は別紙1のとおり

※ただし、教育委員会は、地震、台風その他の天災地変、火災、重大な疾病、輸送機関などの事故その他不可抗力により、履行を中止、延期または事業手法の変更をすることができる。

4 履行場所

新宿区立小学校29校 ※履行場所一覧は別紙2のとおり

5 参加者

令和7年4月に新宿区立小学校29校へ入学予定の児童とその保護者

※過去3年間の入学人数一覧は別紙3のとおり

6 委託内容

（1）事業の企画・管理・運営

会場となる学校との連絡調整、会場となる学校での事前打ち合わせ、当日の会場設営、受付、参加者の会場案内、途中退席者の親子引き合わせ等、プログラム実施時間以外の時間帯の管理を含む。

①プログラムの内容は、本事業の趣旨・目的・新宿区教育ビジョンを踏まえたものとし、参加する児童と保護者の安全に配慮して、教育委員会と協議の上、決定すること。

②会場となる学校と連絡調整の上、事業実施前に事前打ち合わせを行うこと。その際に係る受託事業者の経費については、すべて受託事業者の負担とする。ただし、教育委員会が認めた場合は学校事前打ち合わせを省略することができる。

③会場となる学校との事前打合せでは、事業の趣旨や効果を学校に十分に説明して学校の理解とが協力を得たうえで実施計画書（別紙4）を作成の上、事業実施予定日（別紙1）の各1ヶ月前までに教育委員会に確認を行うこととする。なお、実施計画書の様式は、教育委員会と協議の上、変更することができるものとする。

④プログラム実施中、参加者のケガ・体調不良等に対して、適切な応急処置を行うとともに、必要に応じて近隣病院等への搬送及び随行を行うこと。なお、その場合は事故報告として教育委員会へ情報を共有すること。事故報告が必要となる基準は、軽微な接触事故等、保護者

に説明が必要な程度とする。事故報告は原則書面（様式は問わない）により行うこととするが、緊急の場合は口頭や電話連絡によることも可とする。

⑤常時大人のサポートを必要とする児童が「子どもプログラム」への参加を希望する場合は、保護者等の付き添いが必要な旨を説明すること。

⑥本事業の行程（実施パターン）及びタイムスケジュールは下表のとおりとする。ただし、受託事業者の提案、または学校からの申し出により、教育委員会が認めた場合は変更することができる。

ア) 入学前プログラムを新1年生保護者会と同時に実施する場合

保護者会と同日実施（最大 130 分）			
保護者	新1年生保護者会 (30～90 分程度)	保護者プログラム (20～30 分)	親子合流 プログラム (10 分)
児童	子どもプログラム		

イ) 入学前プログラムのみ単独で実施する場合

単独実施（60 分）		
保護者	保護者プログラム（50 分）	親子合流 プログラム (10 分)
児童	子どもプログラム（50 分）	

(2) 従事者の配置（保護者プログラム・子どもプログラム・各運営スタッフを含む）

①新宿区教育委員会事務局教育支援課の社会教育指導員 3 名の配置

各プログラムにおいて、社会教育指導員 3 名を適宜活用することができることとする。

②保護者プログラムのスタッフの配置

保護者プログラムを運営できるスタッフを適宜配置すること。なお、学校の新1年生保護者会と同日に行う場合は、学校の実情や希望に配慮し連携協力すること。

③子どもプログラムのスタッフ配置

各学校の児童数や会場の条件等によって必要な配置人数は増減するが、既定の時間プログラムを遂行するにあたり、事故や怪我無く安全に児童を管理できるよう、スタッフを配置すること。

④親子合流プログラムのスタッフ配置

保護者プログラムと子どもプログラムの従事者で連携協力して、安全に子どもを保護者に引き渡すことができるようスタッフを配置すること。

⑤運営責任者の配置

教育委員会との連絡窓口及び現地での業務全般に関する運営責任者を 1 名以上配置すること。

⑥その他

本事業の運営に必要な人員を適宜配置すること。

(3) 保険の加入等

①受託事業者は、参加者に対し履行期間中の傷害保険等に参加すること。

②万が一、参加者に事故等があった場合は、受託事業者が責任を持って保険会社との手続き等を行い、誠実に対応にあたること。

(4) 事業結果報告

①アンケートの実施

ア) 参加者（保護者）に対してアンケートを実施し、集計すること。

イ) アンケートは、A4判1～2枚程度とし、設問等は事前に教育委員会と協議し、了承を得ること。

ウ) アンケート結果は、事業終了後、1か月以内に教育委員会へ提出すること。

②報告書の作成等

ア) 記録写真を撮影し、教育委員会に提出すること。

イ) 報告書は、事業終了後、契約期限までに教育委員会に提出すること。

③その他

ア) 教育委員会への提出物は、データ及び紙媒体とし、その都度教育委員会が指定する。

イ) 教育委員会への提出物は、参加者のプライバシーに配慮し、教育委員会ホームページ等に掲載可能な状態で提出すること。

7 順守事項

業務履行にあたり、次の事項を順守するものとする。

(1) 受託事業者は業務を履行するにあたり、法令及び教育委員会が定める規程等を順守し、誠実に業務を行うこと。

(2) 受託事業者は教育委員会から要請があった場合は、運営責任者等が教育委員会の指定する場所で打合せ等を行うこと。打合せ等に係る受託事業者の交通費等の経費は、受託事業者の負担とする。

(3) 受託事業者は不測の事態に備えて、緊急連絡先を教育委員会に提示すること。

(4) 受託事業者は配置する全スタッフに対し、以下の事項について指導・順守させること。

①本事業の趣旨・目的を踏まえ、業務の履行にあたり全力を挙げて、従事すること。

②業務の履行にあたり法令及び教育委員会が定める規程等を順守すること。

③教育委員会の信用を傷つけ、または教育委員会の不名誉となる行為を行わないこと。

④業務上知り得た情報を漏らさないこと。

⑤業務履行上、宗教活動及び政治活動を行わないこと。

(5) 受託事業者は本事業における事件・事故等の防止に努めるとともに、災害（火事・地震等）や不測の事態に対し、万全な対策・人員配置等を講じること。

(6) 受託事業者は学校や保護者等からの要望・苦情・トラブル等に対し、責任を持って対応し、必要な措置を講じること。

(7) 受託事業者は業務に必要な研修を履修した者を配置すること。

(8) 受託事業者は事業に伴い入手した個人情報の取扱いについて、その保護体制を確立するとともに、従事者のモラルの向上を徹底し、情報の漏洩等の事故を起こさないようにすること。契約期間終了後も同様とする。

(9) 本業務を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容が分かるものを教育委員会に提出し、承諾を得るものとする。

(10) 受託事業者の負担する経費は、全て当該委託料に含まれるものとする。

(11) 契約の履行または不履行により、教育委員会または第三者に損害を及ぼしたときは、受託事業者がその損害を賠償しなければならない。

(12) 受託事業者は参加者及び従事者の健康状態等に留意するとともに、従事者の健康状態の把握に努め、結核・感染症等への罹患がないように対策を講じ、安全・衛生管理を徹底すること。

(13) 受託事業者は「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

(14) 新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。

8 業務履行確認

受託事業者が作成する報告書を教育委員会へ提出することにより行う。

9 支払方法

事業終了後、受託事業者の請求に基づき支払うものとする。教育委員会は請求があった日から30日以内に受託事業者の指定する口座に振り込むものとする。

本事業は、天災地変等が発生した場合、行程の途中にあっても中止する場合がある。その場合の実費相当分は、教育委員会が支払うものとし、その額については、教育委員会と受託事業者との協議により決定するものとする。

10 その他

- (1) 地震、台風その他の天災地変、火災、重大な疾病、輸送機関などの事故その他不可抗力により、事業が中止となった場合、教育委員会は受託事業者と協議の上、日程の延期や、事業手法の変更を行うことができる。なお、不可抗力による中止又は延期、履行遅滞、履行不能についての取り扱いについては、予め協議の上、別途定める。
- (2) この仕様書に定めのない事項が発生した場合は、教育委員会と受託事業者との協議の上、決定するものとする。

11 担当

新宿区教育委員会事務局 教育支援課 地域連携・家庭教育推進係 電話 03-3232-1078

実施予定日一覧

別紙1

NO	学校名	実施予定日	実施予定時間	保護者会場1	保護者会場2	保護者会場3	子ども会場1	子ども会場2	子ども会場3	子ども会場4
1	津久戸小学校	令和7年2月4日(火)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 講堂			1階 みんなの部屋	3階 多目的室		
2	江戸川小学校	令和7年2月3日(月)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 体育館			2階 音楽室	3階 図書室		
3	市谷小学校	令和7年2月6日(木)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 体育館			4階 会議室	1階 市谷ホール		
4	愛日小学校	令和7年2月20日(木)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 アリーナ(体育館)			2階 1-1	2階 1-2	2階 1-3	
5	早稲田小学校	令和7年2月15日(土)	14:00～15:00	3階 図書室	2階 2-3		1階 体育館			
6	鶴巻小学校	令和7年2月14日(金)	新一年生保護者会後(30～40分)	3階 鶴巻ルーム			2階 体育館			
7	牛込仲之小学校	令和7年1月31日(金)	新一年生保護者会後(30～40分)	4階 多目的室			1階 体育館			
8	富久小学校	令和7年2月13日(木)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 1年生教室			1階 体育館			
9	余丁町小学校	令和7年2月20日(木)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 体育館			2階 多目的室	2階 2-2		
10	東戸山小学校	令和7年2月10日(月)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 ランチルーム			1階 東戸山ルーム			
11	四谷小学校	令和7年1月30日(木)	新一年生保護者会後(30～40分)	2階 体育館			2階 1年生教室1-1	2階 1年生教室1-2	2階 1年生教室1-3	2階 1年生教室1-4
12	四谷第六小学校	令和7年2月3日(月)	新一年生保護者会後(30～40分)	2階 とざわぎルーム			1階 体育館			
13	花園小学校	令和7年2月7日(金)	新一年生保護者会後(30～40分)	4階 会議室2			2階 体育館(アリーナ)			
14	大久保小学校	令和7年2月21日(金)	新一年生保護者会後(30～40分)	3階 つつじルーム			1階 体育館			
15	天神小学校	令和7年2月13日(木)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 体育館	または天神ルーム		2階 天神ルーム	または体育館		
16	戸山小学校	令和7年2月14日(金)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 幼稚園ルーム			1階 体育館			
17	戸塚第一小学校	令和7年2月4日(火)	新一年生保護者会後(30～40分)	4階 ランチルーム			1階 体育館			
18	戸塚第二小学校	令和7年2月19日(水)	新一年生保護者会後(30～40分)	4階 音楽室			1階 体育館			
19	戸塚第三小学校	令和7年2月6日(木)	新一年生保護者会後(30～40分)	3階 音楽室			1階 体育館			
20	落合第一小学校	令和7年2月18日(火)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 体育館			1階 おちあいルーム	2階 まなびの教室		
21	落合第二小学校	令和7年1月21日(火)	新一年生保護者会後(30～40分)	2階 1-1	2階 1-2	2階 2-1	2階 体育館			
22	落合第三小学校	令和7年2月3日(月)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 体育館			2階 ランチルーム	3階 第二算数教室		
23	落合第四小学校	令和7年2月21日(金)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 コミュニティルーム			2階 体育館			
24	落合第五小学校	令和7年2月10日(月)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 軽体操場(音楽室)			1階 体育館			
25	落合第六小学校	令和7年2月27日(木)	新一年生保護者会後(30～40分)	園舎2階			1階 体育館			
26	淀橋第四小学校	令和7年2月13日(木)	新一年生保護者会後(30～40分)	3階 よどよんルーム			1階 体育館			
27	柏木小学校	令和7年2月7日(金)	新一年生保護者会後(30～40分)	3階 多目的室			2階 体育館			
28	西新宿小学校	令和7年2月7日(金)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 講堂			1階 体育館			
29	西戸山小学校	令和7年2月18日(火)	新一年生保護者会後(30～40分)	1階 西戸山ホール	1階 1年生教室(教室名未定)		1階 体育館			

履行場所一覧

別紙2

	会場名	所在地
1	津久戸小学校	新宿区津久戸町2-2
2	江戸川小学校	新宿区水道町1-28
3	市谷小学校	新宿区市谷山伏町1-3
4	愛日小学校	新宿区北町26
5	早稲田小学校	新宿区早稲田南町25
6	鶴巻小学校	新宿区早稲田鶴巻町140
7	牛込仲之小学校	新宿区市谷仲之町4-33
8	富久小学校	新宿区富久町7-24
9	余丁町小学校	新宿区若松町13-1
10	東戸山小学校	新宿区戸山2-34-2
11	四谷小学校	新宿区四谷2-6
12	四谷第六小学校	新宿区大京町30
13	花園小学校	新宿区新宿1-22-1
14	大久保小学校	新宿区大久保1-1-21
15	天神小学校	新宿区新宿6-14-2
16	戸山小学校	新宿区百人町2-1-38
17	戸塚第一小学校	新宿区西早稲田3-10-12
18	戸塚第二小学校	新宿区高田馬場1-25-21
19	戸塚第三小学校	新宿区高田馬場3-18-21
20	落合第一小学校	新宿区中落合2-13-27
21	落合第二小学校	新宿区上落合2-10-23
22	落合第三小学校	新宿区西落合1-12-20
23	落合第四小学校	新宿区下落合2-9-34
24	落合第五小学校	新宿区上落合3-1-6
25	落合第六小学校	新宿区西落合4-11-21
26	淀橋第四小学校	新宿区北新宿3-17-1
27	柏木小学校	新宿区北新宿2-11-1
28	西新宿小学校	新宿区西新宿4-35-5
29	西戸山小学校	新宿区百人町4-2-1

入学人数一覧

別紙3

(人)

小学校	令和6年 4月1日時点	令和5年 4月1日時点	令和4年 4月1日時点
津久戸小学校	41	52	46
江戸川小学校	56	59	38
市谷小学校	103	98	105
愛日小学校	71	58	76
早稻田小学校	106	98	121
鶴巻小学校	25	41	24
牛込仲之小学校	50	64	53
富久小学校	67	49	52
余丁町小学校	53	66	66
東戸山小学校	28	30	35
四谷小学校	127	95	128
四谷第六小学校	57	73	66
花園小学校	21	14	18
大久保小学校	25	26	25
天神小学校	38	33	32
戸山小学校	63	71	62
戸塚第一小学校	76	72	74
戸塚第二小学校	46	52	46
戸塚第三小学校	40	53	44
落合第一小学校	88	87	103
落合第二小学校	58	64	68
落合第三小学校	57	55	53
落合第四小学校	89	72	67
落合第五小学校	34	52	33
落合第六小学校	48	38	51
淀橋第四小学校	47	53	64
柏木小学校	61	49	58
西新宿小学校	52	58	63
西戸山小学校	72	72	70
全体	1699	1704	1741

打ち合せ日： 年 月 日 学校名：新宿区立 小学校

1. 担当企業・担当者

担当	部署/氏名	TEL	FAX/Mail

2. 当事業の目的

3. スケジュール

(2) 保護者会実施時間、会場
保護者会会場

(3) 当日スケジュール=最大130分OR60分

入校・打合せ・受付 → (誘導) →

保護者会/保プロ
子プロ

→ 親子合流 → 撤収

※1保護者の個別対応・お問合せについては、親子合流後にお願ひします。

```

graph TD
    A[受付] --> B[保護者会]
    A --> C[子どもプログラム]
    B --> D[保護者プログラム]
    C --> E[移動]
    D --> F[親子合流 ※1]
    E --> F
    F --> G[解散]
  
```

学校備品レンタル確認(保護者会場)

項目	機器情報		メモ
延長コード	m x	本	
ケーブル	三色ケーブル	m / HDMIケーブル	m
プロジェクト接続端子	三色	HDMI	PC端子
スクリーン	貸し出し	可否	
マイク (保プロがない会場の場合のみ)	貸し出し	可否	有線 無線
備考			

5. 導線確認のため見学させていただきたい場所（校舎配置図を見ながら確認／雨天時）

例) 保護者会会場、託児部屋・子口誘導の導線、校内見学可能な場所・親子台流の場所確認、トイレの場所・水飲み場の場所・AEDの設置場所